

今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等

～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）に対する意見書

福岡子どもにやさしいまち子どもの権利研究会

1 はじめに

当会は、ユニセフ（国連児童基金）が提唱する「子どもにやさしいまちづくり」活動を福岡都市圏で広めるために、「子どもの権利」に関心を持つ研究者、自治体職員、NPO関係者などを構成員として2014年に発足しました。それ以降、年に4回程度「研究会」を開催し、子どもの権利に関わる活動の実践を聞いたり、会員相互で情報交換したりすることを通して、今の子どもたちの置かれた状況や権利保障の課題について議論してきました。

当会としては、今回の中間整理が、日本国憲法、こどもの権利条約の精神にのっとり、子どもが権利の主体であることを明確にし、全ての子どもの意見表明が支援され、その意見が子どもの処遇や子どもに関する国の制度設計に反映されることを明らかにしたことは、国の子どもの権利保障に重要な進展をもたらすものと評価します。特に、これまで「児童の権利に関する条約」と称していた条約の名称を「こどもの権利条約」と子どもにわかりやすい表記としたことは、子どもの立場に寄り添う国の姿勢の表れであり、大変に好ましいことと考えます。

当会は、基本的にこの中間整理に沿った子ども大綱が策定されることを希望します。もともと、今回の中間整理について、さらに盛り込むべき課題や特に強調すべき内容があると考え、以下のとおり意見を述べます。

2 自治体における権利救済機関の拡充

当研究会の重点テーマの一つに、自治体の第三者的相談・救済機関の充実があります。現在、福岡県内では7つの市町に条例に基づく権利救済機関が設けられ、自治体内の子どもの権利に関する相談を受け、救済委員等による救済活動が行われています。これらの機関は、権利侵害の判断をすることにとどまらず、子どもの意見を大切にしながら関係者間の調整活動を行い、実際に子どもの権利が実現されるように働きかけを行っており、まさに子どもの権利条約の精神にのっとりた形で子どもの権利を守ることに大きな役割を果たしています。

しかし、こうした機関が設置された自治体は全自治体数からすると少数にとどまり、救済機関のある自治体とない自治体とで、子どもの権利保障の実現に差が生じているのが実情です。

また、救済機関の活動においても、主に予算上の制約から、第三者機関専属の相談員を配置できなかつたり、十分な回数の救済委員会議を実施できていなかたりする救済機関もあり、権利保障の実効性に差異があります。

自治体の救済機関が全国に広がり、充実した活動を行うことが、子どもの権利保障と侵害された権利の救済にとって極めて重要です。そして、権利救済機関の拡充のためには、国が自治体の権利救済機関の設置と活動の活性化に対して予算措置なども含めて具体的な支援をすることが不可欠です。

中間整理においては、こども施策に関する重要事項として「こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方自治体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。」と記載されていますが (p.14)、より具体的に、予算措置を含めた救済機関の設立や充実の支援を盛り込むことが求められます。また、後述のとおり、国として自治体の救済機関と連携し、その活動から見える子どもの権利状況を把握し、それを国の施策に反映させるような方向性を打ち出すことを大綱に盛り込むことも必要です。

3 国による子どもの権利状況の把握と権利救済において国が果たすべき役割の検討

現在、子どもの権利状況の把握は、教育現場におけるいじめの数や、貧困対策を含む児童福祉の現場における貧困家庭で暮らす子どもの数や児童虐待の件数などで把握されています。しかし、様々な要因が複合的に作用して子どもの権利を侵害している状況は、こうした数値等だけでは把握することは困難です。

子どもが置かれた状況を子どもの立場に立って理解するためには、子どもの生の声を聞きながら、実際に子どもがどのような環境の下で、何を考えながら生活しているかを理解する必要があります。

この点で、様々な場面で子どもの意見を聞く機会を設けるとともに、アドボケイト制度の対象を社会的養護にかかわる子ども以外にも広げたり、上記の自治体の救済機関や法務局の子ども向け人権相談などに寄せられる子どもたちの相談内容を集約したりすることは、権利状況の把握に大きな役割を果たすものです。

なお、こども基本法制定の過程で、子どもの権利状況を把握し、権利救済の機能を果たす、いわゆるコミッショナーの設置が議論されたものの、結果としてコミッショナーは法案に盛り込まず、こども家庭庁が省庁横断的に子どもの権利保障を含む子ども施策の司令塔的な役割を果たすことになったものと理解しています。こども家庭庁は権利侵害された子どもを救済する国の責務を果たすために、上記のような、アドボケイトや相談・救済機関等に寄せられる相談内容等についてその概要を把握し、こども家庭審議会等において有識者の知見も参照しながら、子どもの権利保障のためにどのような施策が必要か検討し、国全体の子ども施策を子どもの権利を基盤とした実効性のあるものとするように常に改善していくことが求められます。そのうえで、国レベルでの第三者的な権利救済の仕組みの必要性、有用性が明らかとなった場合には、コミッショナーの設置についても積極的に検討を行う必要があると考えます。

4 学校教育

当会では、学校の在り方をテーマとする研究会を複数回実施しましたが、そこでは、

子どもたちが学校教育に息苦しさを感じている現状が共有されました。

こども大綱においては、学校教育の内容については盛り込まれる対象とはならないものと理解していますが、子どもが教職員や他の児童生徒とともに長い時間を過ごす学校での教育の在り方を無視して子どもの権利保障は実現できないものと考えます。「こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等」の必要性は指摘されていますが (p.24)、そこでは子どもの権利擁護については触れられていません。

いじめや不登校、高等教育へのアクセスの改善等とならび、不合理な校則を撤廃すること、校則制定に当たって子どもの意見を聴取し尊重すること、教職員等による体罰・不適切な言動・性暴力等をなくしていくための取り組みを強化すること、ストレスの多い学校環境 (過度に競争的なシステムを含む) から子どもを解放するための措置を強化すること (子どもの権利条約日本政府第4回、第5回報告に対する総括所見) など、学校教育に関する権利擁護の視点を大綱に盛り込むことが適当と考えます。

5 おわりに

1994年に日本が子どもの権利条約を批准してからまもなく30年が経過しますが、いまでも多くの子どもが権利侵害に苦しんでいます。こども基本法、こども家庭庁の下で、真に子どもの権利条約の精神を日本に根付かせるために、こども大綱の果たす役割は極めて大きいものと考えます。当会の意見のほかにも、子どもたちの近くで子どもの支援や権利救済に日々尽力している多くの個人団体の声を真摯に受け止め、実効性のあるこども大綱が策定されることを強く希望します。

以 上

【連絡先】

代表世話人 小坂昌司 (弁護士)

〒 810-0044 福岡市中央区赤坂1-16-13 上ノ橋ビル7階 小坂法律事務所

電話 092-725-0030 F A X 092-725-0046